



# くらしのフレッシュ便

広島県生活センター

## 相談ファイル

### —資格を取るまで契約は終わらないの?—

#### 《相談内容》

12年前に電気主任技術者第3種の講座を受講し、何回かスクーリングにも通ったが、試験は不合格だった。2年前に「合格するまで面倒をみる約束だった」と再受講を勧める電話があり、断ったのだが、この度また「試験直前講習を受ければ修了したことにして、今後電話をしない。これを拒否すれば、2年分の費用198,000円を請求する」と電話があった。どうすればいいか。

(36歳 会社員)



#### 《アドバイス》

これは、一度受講した経験がある人に「まだ講座が修了していないので、契約を取り消すか、継続するか、いずれにしても費用がかかる」などと言って、実際には新しく他の講座の契約をさせる「二次被害」と呼ばれるものです。

資格を取るまで契約が終わらないというのは偽りです。あいまいな態度で一度応じてしまうと、次々と複数の業者から勧誘の電話がかかるようになるケースが多く、仕事に支障が出たり、不安にかられて同じ人が何度も相談を寄せられる傾向がみられます。受講する意思がなければ、毅然とした態度できっぱりと断ることが肝心です。

## 情報ファイル

### —てんぷら油の廃油凝固剤による火災に注意—

てんぷら油の廃油の処理では、凝固剤を入れて固める方法が簡単にゴミとして捨てられるので、多くの消費者に利用されています。

廃油凝固剤を使用する場合は、てんぷら油がまだ熱いうち(80℃以上)に使用しないと油に混ざりにくいため、時間がたって冷えてしまった油に使用する時に、再加熱していることを忘れて出火させてしまうケースがみられます。

廃油凝固剤を入れると、入れていない油に比べて、発火温度が30~50℃も低くなるというテスト結果も出ています。

#### 廃油凝固剤を使うときには、次の点に注意しましょう。

- 凝固剤は、揚げ物をした後の油がまだ熱いうちに入れます。その際には、火が消えていることを必ず確認してください。凝固剤が油に溶けるまでよくかき混ぜ、火が消えていることを再確認し、1時間以上放置してください。(室温や油の温度、量等によって固まる時間は異なります。)
- やむを得ず、凝固剤を使用するために油を再加熱するときは、その場を離れず、かき混ぜながら加熱し、凝固剤が十分に溶けたら火を消したことを確認し、固まるまで放置してください。



# お 知 ら せ

## 生活情報サロン6月展示

## エコライフを実践しよう

6月は環境月間です。家庭での省エネルギー、ゴミの減量、リサイクルなど、環境を守るために毎日の暮らしの中でできることはたくさんあります。環境にやさしい暮らしについて考えてみませんか。

### 消費者啓発講座

日 時	場 所	テ ー マ	対象者	講 師
6月10日(月) 13:30~15:00	廿日市市 原公民館	だまされないで悪質商法	高齢者	センター職員
6月11日(火) 13:30~15:30	神辺町 御野公民館	だまされないで悪質商法	高齢者	センター職員
6月15日(土) 13:00~14:00	豊松村 光の里文化センター	寸劇 悪質な訪問販売にご用心!	高齢者	消費生活専門相談員 土井敬子 センター職員
6月18日(火) 13:30~15:00	世羅町 津久志公民館	寸劇 悪質な訪問販売にご用心!	高齢者	消費生活専門相談員 神鳥美智子 センター職員
6月20日(木) 10:00~11:30	東広島市 小谷公民館	だまされないで悪質商法	高齢者	消費生活アドバイザー 正藤英夫
6月24日(月) 13:30~14:30	熊野町 西公民館	寸劇 悪質な訪問販売にご用心!	高齢者	消費生活専門相談員 石橋奉功 センター職員
6月25日(火) 13:30~15:00	神辺町 竹尋公民館	だまされないで悪質商法	高齢者	センター職員
6月27日(木) 13:40~15:00	熊野町 町民会館	かしこい消費者になろう	高齢者	消費生活アドバイザー 中原律子
6月28日(金) 13:30~15:30	総領町 町民会館	だまされないで悪質商法	高齢者	センター職員
6月28日(金) 13:40~14:30	芸北町 芸北中学校	消費者としての自覚をもとう	中学 1~2年生	センター職員

### 広島県ホームページ

消費生活に関する相談事例や解決策、消費生活上の豆知識などをわかりやすく説明しています。

<http://www.pref.hiroshima.jp/kenmin/seibun/info/top.htm>

### — 消費生活に関するご相談・お問い合わせは —

呉地域県民相談室	呉市西中央1-3-25 広島県呉地域事務所	TEL 0823-22-5400
芸北地域県民相談室	広島市安佐北区可部4-12-1 芸北地域事務所	TEL 082-814-3181
東広島地域県民相談室	東広島市西条昭和町13-10 東広島地域事務所	TEL 0824-22-6911
尾三地域県民相談室	尾道市古浜町26-12 尾三地域事務所	TEL 0848-25-2011
福山地域県民相談室	福山市三吉町1-1-1 福山地域事務所	TEL 084-931-5522
備北地域県民相談室	三次市十日市東4-6-1 備北地域事務所	TEL 0824-62-5522
広島県環境生活部管理総室消費生活室(広島県生活センター)		TEL 082-240-5522
〒730-0036 広島市中区袋町3-17シンヨービル6階		
相談時間(月~金)9:00~16:00(12:00~13:00は休み)		